

議第 2 4 号

呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

呉市職員退職手当支給条例（昭和 3 8 年呉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員（地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者及び臨時的に任用された者を除く。）のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 略</p> | <p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 略</p> |

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の呉市職員退職手当支給条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
(経過措置)
- 3 適用日前に任用された臨時的任用職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 3 第 4 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により臨時的に任用された職員をいう。）で、適用日以後引き続き改正後条例第 2 条第 1 項の規定による退職手当の支給を受ける職員となったものの適用日前の臨時的任用職員としての在職期間は、改正後条例第 9 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含めないものとする。

(提案理由)

臨時的任用職員に退職手当を支給するよう規定の整備をするため、この条例案を提出する。